

北海道告示第11389号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年11月9日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その10)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>製造業省エネルギー環境整備緊急対策事業費</p> <p>電気料金等エネルギー価格高騰の影響が特に大きい、道内で製造業を営む中小企業者等の負担軽減を図るため、省エネルギー化に資する設備の導入を支援する。</p>	<p>以下のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 製造業を営む道内に製造拠点を有する中小企業者等とする。</p> <p>(2) 令和4年4月から9月のいずれかの月に支払った燃料費等(電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油及び重油をいう。以下同じ。)の単価が前年同月の単価よりも増加していること。ただし、令和3年(2021年)10月1日以降に創業した事業者については、創業日翌月以降の任意の月の燃料費等の単価が、創業日から申請日前月までの平均単価よりも増加していること。</p>	<p>省エネルギーを目的とした設備の導入により、エネルギー消費量を年率10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた設備の導入に要する経費のうち、次に掲げるもの。ただし、申請する事業について、国、道が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと。</p> <p>設備費、設計費、工事費</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する書類</p>	<p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 第16条第3項に規定する処分制限財産の台帳の写し 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年1月31日 提出先 道が申請受付を委託する者</p>		